

議案第81号

つくば市健康増進施設いきいきプラザ条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市健康増進施設いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

つくば市健康増進施設いきいきプラザ条例（平成13年つくば市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,020円」を「1,040円」に改める。

別表の2の表中「510円」を「520円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前のつくば市健康増進施設いきいきプラザ条例の規定により既に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

つくば市健康増進施設いきいきプラザ条例（平成13年つくば市条例第14号）新旧対照表

改正後		改正前	
本則・附則（略）		本則・附則（略）	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
1 アリーナ使用料		1 アリーナ使用料	
使用区分	使用料	使用区分	使用料
(1) 午前9時から午前10時まで	左欄に掲げる使用区分ごとに <u>1,040</u> 円	(1) 午前9時から午前10時まで	左欄に掲げる使用区分ごとに <u>1,020</u> 円
(2) 午前10時から午前11時まで			
(3) 午前11時から正午まで			
(4) 正午から午後1時まで			
(5) 午後1時から午後2時まで			
(6) 午後2時から午後3時まで			
(7) 午後3時から午後4時まで			
(8) 午後4時から午後5時まで			
(9) 午後5時から午後6時まで			
(10) 午後6時から午後7時まで			
(11) 午後7時から午後8時まで			
(12) 午後8時から午後9時まで			
2 冷暖房使用料		2 冷暖房使用料	
1時間当たり <u>520</u> 円		1時間当たり <u>510</u> 円	